

⑧ 法律面での備え

欧米では、ホームスクーリングは、日本の憲法にもある基本的人権（11条）、個人の尊重（13条）、思想、及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、学問の自由（23条）、教育を受ける権利（26条）らを根拠に、合憲、合法が勝ち取られています。

アメリカではホームスクーリング推進ウィークまで上下院で可決されています。国連子ども憲章でも認められ、親の持つ自然権と見られています。日本でも、昭和16年まで、小学校令で認められていました。

そして、今日の「教育機会確保法」では、「多様な学習活動の実情を踏まえる」（基本理念・第3条、附則3）、「多様な学習活動の重要性を鑑みる」（13条）との文言が3カ所も入り、「学校一本やり」と言われた文部行政に風穴が空いたとも言われています（詳細：チア・マガジン45号P8～P15）。こうした状況で、各教育委員会にも文科省から、同法に基づく対応をするように通達も出されています。

保護者サイドがしっかりと法的な環境について学習し、誠実に、また、よく祈って面談に臨み、マガジン等を示しながら、「多様な学習活動の重要性を鑑みる」必要があることを伝えれば大丈夫です。ぜひ事前の学習等、準備のほどよろしくお願いします。

■本質的なところをざっくりと

法律だけではなく、ホームスクーリングの本質的なところをざっくりと言ひ、あとは、先方が気になっている質問に答えるスタイルがお勧めです。能ある鷹は爪を隠すというか、今まで学んだことは胸にしまっておいて、自分の思いや計画通りに説得しようとしないう方がよい場合があるようです。

聖霊に祈りながら、相手のニーズを引き出し、それに答える姿勢でいくと、相手も心を開きやすいのではと思います。

■自分たちがめざしていること、ホームスクーリングの目的

聖書・教育の原点に立ち返り、大切な命を任された親が犠牲を払い、一生懸命、子どもを育てること。最善の教育環境を与えたいということ。そのあたりを明確に伝えます。このことに、教育委員会等がだめだと言うのは根本的におかしい。残念ながら、子どもの将来については、国も教育委員会も責任が取れない。でも親は責任者であり、教育とその方法にも責任を持つ必要がある。その責任に真摯に向かったいこうという姿勢です。

もちろん、遵法でいきます。現行の法律では、2016年に「教育機会確保法」が公布され、多様な教育が認められるようになってきました。世界的にも問われてきましたが、アメリカでも50州全州で合憲、合法とされました（日本国憲法の基本的人権（11条）、個人の尊重（13条）、思想、及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、学問の自由（23条）…このあたりは分かりやすい点なので、さらっと触れるといいのでは）。世界的にも合法で、国連憲章の例もあります。

義務教育とは、すべての子どもたちに学ぶ環境を与えるということで、学校という建物に送る、という趣旨の法律目的ではありません。